

令和元年10月1日から

幼稚園、保育所(園)、認定こども園などの

利用者負担額（保育料等）が無償化されました！



幼稚園、保育所(園)、認定こども園、地域型保育を利用する場合

【対象者等】

◎3～5歳のすべての子どもたち

(幼稚園は満3歳児、保育所(園)等のその他の施設は3歳児クラスから無償化の対象になります。)

◎0～2歳の市町村民税非課税世帯の子どもたち

【無償化の上限額】

◎保育所(園)、認定こども園、子ども・子育て支援新制度幼稚園の利用者負担額(保育料等)・・・全額

◎子ども・子育て支援新制度未移行幼稚園利用者負担額(保育料等)・・・月額上限25,700円

○通園送迎費、食材料費、行事費、保育所延長保育料などは、これまでどおり保護者負担となります。

○保育所(園)を利用している児童については、副食費(おかず代)が保育料から切り離され、実費負担となります。(幼稚園は従来から実費負担)

幼稚園の預かり保育事業を利用する場合

【対象者等】

以下の子どもたちで、市町村による「保育の必要性の認定」を受けた方

◎3～5歳児クラスの子どもたち

◎満3歳児クラスの市町村民税非課税世帯の子どもたち

【無償化の上限額】

◎預かり保育事業利用料・・・利用日数に応じて最大月額上限11,300円(満3歳児クラスは11,700円)となります。

認可外保育施設等を利用する場合

【対象者等】

以下の子どもたちで、市町村による「**保育の必要性の認定**」を受け、原則として、**保育所（園）、認定こども園等**を利用できていない方

◎3～5歳のすべての子どもたち

◎0～2歳の市町村民税非課税世帯の子どもたち

【無償化の上限額】

認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業の利用料

◎3～5歳のすべての子どもたち…月額上限 37,000 円

◎0～2歳の市町村民税非課税世帯の子どもたち…月額上限 42,000 円

無償化にかかる手続きについて

利用している施設や事業によって、お手続き方法が異なります。

- ★現在、認可保育所（園）、認定こども園、子ども・子育て支援新制度幼稚園を利用している方は、特段の手続きは不要です。
- ★認定こども園（1号認定）、子ども・子育て支援新制度幼稚園を利用している方（1号認定）で預かり保育事業を無償化の対象としたい場合は、手続きが必要です。施設を通じて手続きを行ってください。
- ★子ども・子育て支援新制度未移行幼稚園を利用している方は、手続きが必要です。施設を通じて手続きを行ってください。
- ★預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業については、無償化の対象になる場合とならない場合がありますので、市役所子ども福祉課へお問い合わせください。

利用料の取扱について

無償化が適用された場合、上限額の範囲内で「**保護者の方に利用者負担額（保育料等）を一度支払っていただき、その後精算する場合**」と「**保護者の方の負担がなくなる（又は軽くなる）場合**」があります。

幼児教育・保育の無償化に関するお問い合わせ

岩沼市役所子ども福祉課保育支援係

電話 0223-23-0826